



選管告示第2号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第95条の2の規定により、新潟県条例（新潟県東京電力柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に関する新潟県民投票条例）制定（改廃）請求代表者（住所 新潟県新潟市（西区））（氏名 近藤 正道）他118名から提出された新潟県条例（東京電力柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に関する新潟県民投票条例）制定（改廃）請求者署名簿の署名の証明を令和7年2月28日終了したが、署名簿に署名した者の総数及び有効署名の総数は次のとおりである。

令和7年2月28日

田上町選挙管理委員会

委員長 涌井 和夫



- | | |
|------------|---------|
| 1 署名した者の総数 | 1, 410筆 |
| 2 有効署名の総数 | 1, 343筆 |